

 川崎市公報	毎月2回10日・25日発行 発行所 川崎市役所 印刷所 (株) 東 洋
	購 読 料 (前納)
	1 年 10,800 円 1 箇月 900 円

目 次

条 例

◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (第2号)	7
◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (第3号)	7
◇川崎市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例 (第4号)	8
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例 (第5号)	14
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第6号)	14
◇川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (第7号)	15
◇川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (第8号)	15
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例 (第9号)	15
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第10号)	15
◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例 (第11号)	16
◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例 (第12号)	16
◇川崎市下水道条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (第13号)	17
◇川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例 (第14号)	17
◇川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例 (第15号)	18
◇川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (第16号)	18

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第17号)	19
◇川崎市市税条例の一部を改正する条例 (第18号)	20
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第19号)	20
◇川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (第20号)	21
◇川崎市立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例 (第21号)	21
規 則	
◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (第5号)	22
◇川崎市勤労者福祉共済条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第6号)	47
◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (第7号)	47
◇川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第8号)	47
◇川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (第9号)	58
◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第10号)	58
◇川崎市副市長事務分担規則の一部を改正する規則 (第11号)	81
◇川崎市市長職務代理順序に関する規則の一部を改正する規則 (第12号)	81
◇川崎市コード管理規則の一部を改正する規則 (第13号)	82
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第14号)	82
◇川崎市庁用自動車管理規則の一部を改正する規則 (第15号)	85
◇川崎市庁舎管理規則の一部を改正する規則 (第16号)	87
◇川崎市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則 (第17号)	87
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する	

から(ケ)まで」に改め、同号を同条第227号とし、同条第225号ア(ア)中「第168号」を「第169号」に、「第173号」を「第174号」に改め、同号イ中「第168号」を「第169号」に、「第173号」を「第174号」に、「第227号イ」を「第228号イ」に改め、同号を同条第226号とし、同条第224号ア中「第226号ア」を「第227号ア」に改め、同号を同条第225号とし、同条中第223号を第224号とし、第176号から第222号までを1号ずつ繰り下げ、同条第175号中「第168号」を「第169号」に、「第169号」を「第170号」に、「第173号」を「第174号」に改め、同号を同条第176号とし、同条中第174号を第175号とし、第117号から第173号までを1号ずつ繰り下げ、同条第116号中「第81号から第114号まで」を「第82号から第115号まで」に改め、同号を同条第117号とし、同条第115号中「第81号」を「第82号」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第114号を第115号とし、第67号から第113号までを1号ずつ繰り下げ、第66号の次に次の1号を加える。

(77) 土壌汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査

1件につき 230,000円

第2条中第242号を第240号とし、第243号を第241号とし、同条第244号中「第38条の4第20項」を「第38条の4第22項」に改め、同号を同条第242号とし、同条第245号中「又は第39条の7第9項」を「、第39条の7第9項又は第39条の106第2項」に改め、同号を同条第243号とし、同条第246号中「又は第39条の7第11項」を「、第39条の7第11項又は第39条の106第4項」に改め、同号を同条第244号とし、同条中第247号を第245号とし、第248号から第251号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第249号」を「第2条第247号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第169号、第225号ア、第227号ア及び第230号」を「第2条第170号、第226号ア、第228号ア及び第231号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第7号

川崎市違法駐車等の防止に関する条例の一部を改正する条例

川崎市違法駐車等の防止に関する条例(平成5年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「若しくは第49条の2第3項」を「、第49条の3第3項若しくは第49条の4」に改め、同条第

3号中「施設(」の次に「法第45条の2第1項の道路標識等により駐車をすることができることとされた道路の部分及び」を加え、「に係る道路標示によって区画された」を「又は法第49条の2の規定による指定に係る道路標識等により示された」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月19日から施行する。

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第8号

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市勤労者福祉共済条例の一部を改正する条例(平成15年川崎市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「が施行日以後会員の資格を失ったときは」を「に対し、規則で定めるところにより、1回に限り」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の条例附則第2項の規定により給付を行った者については、改正後の条例附則第2項の規定は、適用しない。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第9号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第81条第3項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改める。

第87条第3項中「第4条第2項」を「同法第5条第2項の規定」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月26日

川崎市長 阿 部 孝 夫